

使用上の注意事項

○使用の際は、拡大または縮小することは可能ですが、形状の変更は認めません。視認性、判読性に留意しつつ、使用してください。遵守されない使用が判明した場合は、使用をお断りします。

○ロゴマークの使用により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、Music Fusion in Kyoto 音楽祭実行委員会は一切その責めを負いません。

○以下に該当する場合は、ロゴマークの使用をお断りします。

(1) 事業、取組

ア 特定の個人、政党、思想又は宗教団体の活動を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

イ 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれのあるとき。

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に利用するとき。ただし、特に文化振興等に資すると実行委員会が認める場合はこの限りではない。

エ 第三者に対する誹謗中傷や差別等、利益を害するものと認められるとき。

オ 名誉毀損、詐欺など、第三者の権利を侵害するとき。

カ 反社会的勢力に関連付けた活動と認められるとき。

キ ロゴマークの使用者が提供する物品やサービス等の品質・安全性を保証し、又は保証すると誤認を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。

ク その他、実行委員会において不適切であると判断したとき。

(2) 対象者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員

イ 上記に掲げる者から委託を受けた者並びに上記に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者。ただし、特に文化振興等に資すると実行委員会が認める場合はこの限りでない。

エ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

オ 税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）違反、所得税法（昭和40年法律第33号）違反、地方税法（昭和25年法律第226号）違反（法人事業税、個人事業税））がある者

カ 政治団体若しくはこれらに類する者

キ 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者

ク その他、実行委員会が不適切と認める者